

## 静岡県におけるくろまぐろ（大型魚）を対象とするはえ縄漁業の資源管理協定

協定発効日 令和4年2月22日

### （目的）

第1条 本協定は、はえ縄漁業で漁獲されるくろまぐろ（大型魚）の管理に関して、当該水産資源に関する静岡県資源管理方針に基づく漁獲可能量の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者（以下「協定参加者」という。）により、当該はえ縄漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、はえ縄漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

### （本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第2条 本協定の対象となる水域は、中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。）のうち、以下のA、B、C、D、Aの点を順次結んだ範囲とする。

A 34° 57' 22.8" N 139° 08' 42.5" E（川奈灯台）

B 33° 28' 20.0" N 141° 16' 38.1" E

C 32° 47' 19.3" N 138° 57' 27.1" E

D 34° 35' 41.8" N 138° 13' 36.4" E（御前埼灯台）

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、静岡県資源管理方針別紙1-6に定めるくろまぐろ（大型魚）のうち、東京海区漁業調整委員会の承認を得た者がはえ縄漁業で漁獲する資源とする。

### （資源管理の目標）

第3条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙2-2の第3に定める資源管理の目標とする。

### （資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 資源管理基本方針及び静岡県資源管理方針別紙1-6の内容を遵守するとともに、「静岡県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針」に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。

二 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁業管理区分の漁船漁業等の配分のうち、漁業者間

の取り決めににより漁船漁業等（はえ縄漁業）に配分された数量を、協定参加者に対して、過去の漁獲実績等を勘案して漁獲可能期間ごとに配分し、協定参加者は、配分された数量（以下、「漁獲枠」という。）を遵守するものとする。

三 漁獲枠は、別に作成する漁獲枠原簿に定め、第13条第1項に定める協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）が管理する。

四 協定参加者は、他の協定参加者との間において、協議の上、漁獲枠を融通することができる。

五 協定参加者間において前号の漁獲枠の融通に関する合意が成立したときは、当事者間で当該融通に係る契約を締結の上、融通を受ける協定参加者が、協定管理委員会に対して、契約書の写しを添えて文書で報告する。

六 協定管理委員会は、前号に定める報告を受けたときは、漁獲枠原簿を変更の上、全協定参加者に対して、変更の内容を通知する。

七 協定参加者は、漁獲可能期間における自身の漁獲量の総量が当該漁獲可能期間の漁獲枠に到達した日の翌日から当該漁獲可能期間の終了日までの間、くろまぐろ（大型魚）を対象とする操業を取り止めるものとする。

八 前号の規定にかかわらず、漁獲枠の変更により、前号に掲げる状況に該当しなくなった場合は、協定参加者は、漁獲枠原簿の変更が行われた日から、くろまぐろ（大型魚）を対象とする操業をすることができる。

#### （取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、年1回以上、取組の履行状況の確認（以下「履行確認」という。）を行うものとする。

2 協定参加者は、履行確認に協力するものとする。

3 履行確認は、静岡県に設置された静岡県資源管理協議会（以下「資源管理協議会」という。）が、TAC漁獲報告（静岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年静岡県規則第62号）に定める特定水産資源の漁獲量等の報告をいう。以下同じ。）、漁獲枠原簿及び第4条第5号に定める契約書の写しにより行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、TAC漁獲報告による確認が困難な場合には、これに代わる市場伝票等の水揚量を客観的に確認可能な書類（以下「水揚量証明書類」という。）により行うものとする。

4 協定参加者は、協定管理委員会を経由して、資源管理協議会に対して、契約書の写し及び水揚量証明書類を提出するものとする。

#### （漁獲量等の関連情報の報告）

第6条 協定参加者は、静岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則に基づ

き確実にTAC漁獲報告を行うものとする。

- 2 協定参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や第7条に定める取組の効果の検証に係る情報を積極的に静岡県及び協定管理委員会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組のくろまぐろ(大型魚)の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、取組の効果の検証を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、くろまぐろ(大型魚)の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び静岡県資源管理方針に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うものとする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うものとする。

(協定に違反した場合の措置等)

第8条 資源管理の目標の達成のための具体的な取組、履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容(以下「本協定等」という。)について、協定参加者が違反した可能性が認められる場合は、協定管理委員会が調査及び協議するものとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、協定参加者が本協定等に違反し、かつ、その違反の程度が重大なものであったことが判明した場合には、協定管理委員会は、違反した協定参加者(以下「違反参加者」という。)の氏名又は名称及び違反の内容を静岡県に報告するとともに、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずる。
  - 一 漁獲可能期間が終了した時点で漁獲枠を超過している違反参加者については、超過した数量を、翌期の漁獲可能期間における当該違反参加者の漁獲枠から控除する。この場合において、超過した数量になお残余があるときは、翌々期以降の漁獲可能期間における当該違反参加者の漁獲枠から順次控除する。
  - 二 前号に定めるところにより控除した数量の取扱いについては、協定管理委員会で決定するものとする。
- 3 前項の場合には、違反参加者は、本協定の遵守が要件となる国及び静岡県からの補助を受けることができないものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 協定管理委員会の事務局は、本協定への参加を希望する者に対して、参加

- 希望届出書を提出させるものとする。この場合において、当該参加希望者は、協定全体会議で参加の承認の決議が行なわれたときに協定参加者となるものとする。
- 2 協定参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該協定参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
  - 3 協定参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該協定参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、脱届出書が協定管理委員会の事務局に到達した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定発効の日から5年間（令和4年2月22日から令和9年2月21日まで）とする。

(協定全体会議)

第11条 協定全体会議は、協定管理委員会の会長が招集する。

- 2 協定全体会議に議長を置き、協定管理委員会の会長がその任にあたる。
- 3 議長は、協定参加者以外の者に、協定全体会議への出席及び発言を認めることができる。
- 4 協定全体会議は、協定参加者の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 協定参加者は、やむを得ない事由により協定全体会議に出席できない場合、委任状を提出して他の協定参加者に議決権の行使を委任することができる。この場合において、委任状に受任者の記載がないときは、議決権の行使は、議長に委任したものとみなす。
- 6 前項の場合において、委任状を提出した協定参加者は、協定全体会議に出席したものとみなす。

(議決権及び決議)

第12条 協定参加者は、それぞれ1票の議決権を有するものとする。

- 2 協定全体会議の決議は、出席した協定参加者の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、本協定の変更並びに本協定の規定に基づく規約等の制定、変更及び廃止に係る決議は、総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第9条第1項に定める参加希望者の参加の承認、

本協定の廃止及び静岡県知事に対する漁業法（昭和24年法律第267号）第126条第3項の規定による必要な措置の求めに係る決議は、総議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（協定管理委員会の設置）

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会を設置する。

2 協定管理委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 全協定参加者
- 二 伊豆漁業協同組合の職員
- 三 静岡県漁業協同組合連合会の職員
- 四 静岡県経済産業部水産・海洋局の職員
- 五 その他必要と認められる者

3 協定管理委員会の事務局は、伊豆漁業協同組合に設置するものとする。

4 協定管理委員会は、次条第1項各号の事務を行うに当たって、静岡県経済産業部水産・海洋局の助言及び指導を仰ぎ、関係法令等に基づき適切に運用する。

（協定管理委員会の機能）

第14条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 協定に違反した協定参加者に対する措置に関する事務、協定への参加又は協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
- 二 法第124条第1項の規定に基づく認定の申請に関する事務
- 三 漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第10条の規定に基づく変更に係る認定の申請に関する事務
- 四 前2号に掲げる他、法及び施行令の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続きを経たものに限る。）に関する事務
- 五 漁獲枠の配分、漁獲枠原簿の管理及び第8条第2項第2号に定める控除した数量の取扱いに関する事務
- 六 その他協定全体会議の決議により協定管理委員会に委任することとされた事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 協定管理委員会は、前項各号に掲げる事務について、協定管理委員のうち任意の者に代理権を付与することができる。

3 協定管理委員会は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を協定参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

- 1 本協定は、令和4年2月22日から施行する。
- 2 第11条第1項の規定にかかわらず、初回の協定全体会議の招集は伊豆漁業協同組合が行うものとする。

以上